

受講申込書（滋賀）

独立行政法人
高齢・障害・求職者雇用支援機構滋賀支部
滋賀職業能力開発促進センター所長 殿

※センター記入欄

番 号

※受講申込者は太枠線内にご記入ください。

ふりがな 氏 名		男 ・ 女	昭・平 年 月 日生 () 歳 ※入所時の年齢を記入してください。	写 真 欄 (4cm×3cm) ※最近6か月以内に撮影したもので、上半身 のものを貼ってください。 ※写真は、裏面に氏名 を記入後、糊付けして ください。
住 所	〒			
電 話 番 号	()	志望科	科	入所月
緊 急 連 絡 先	()			年 月
雇 用 保 険 受 給 資 格 者 証 支 給 番 号		— —		
職 歴 (最近のもの から順にご 記入くださ い)	勤 務 期 間		業 種	職 種
	年 月～ 年 月			
	年 月～ 年 月			
	年 月～ 年 月			
	年 月～ 年 月			
職業訓練 受講履歴 (公共・基金・求 職者支援訓練等)	無・有（左にいずれか○をご記入ください） ⑦の方は受講された訓練科名、時期をご記入ください 科名 () 年 月～ 年 月 科名 () 年 月～ 年 月			
入所時の確認事項（要旨については、裏面に記載） （※同意いただける事項に□にチェック（レ）をご記入ください。）				
☐ ①訓練コースの訓練内容を理解した上で応募しています。 ☐ ②訓練受講中は、当センターの遵守事項や社会生活上のルールを守り他の受講生と協調して訓練を受講します。 ☐ ③訓練受講中は、やむを得ない場合を除き遅刻・早退・欠席をすることなく指導員の説明をよく聞き、実習等に集中して取り組みます。 ☐ ④十分な技能等を身につけるため、必要に応じて、所定の訓練時間以外の補習を受講します。 (やむを得ない事情がある場合を除く。) ☐ ⑤訓練受講に当たり自分で使用する教材・作業服等を購入します。 ☐ ⑥早期に就職するため、担当の指導員や相談員と相談しながら、積極的に求職活動を行います。 ☐ ⑦訓練修了後も、当センター及びハローワーク職員から就職相談及び就職活動状況等の確認の連絡（電話・郵送等）を受けたり、就職が決まった際には所定の様式で報告を行います。 ☐ ⑧訓練修了後3ヶ月時点において、訓練効果を計るため就職先（企業名、雇用形態、斡旋状況等）の情報を当センターからハローワーク等に提出しても差し支えありません。 ☐ ⑨訓練受講中や訓練修了後に、訓練受講等に関するアンケート調査に協力します。 <u>私は上記のとおり同意します。</u>				
年 月 日 氏名			裏面もお読みください。	
※公共職業安定所記入欄				
受 付	年 月 日		公共職業安定所	担当者 ()
応募者区分	保険受給者（指示対象）		労働施策総合推進法適用者（指示対象）	
	保険受給者（推薦対象）		労働施策総合推進法適用者（推薦対象）	
			一般求職者（支援指示対象）	
			一般求職者（推薦対象）	

【確認事項について】

今回応募いただく公共職業訓練は、求職中の方に早期に就職していただくことを目的として、公的な財源により実施しております。

受講決定後、受講する方に十分な技能等を身につけていただくため、当センターの遵守事項を守っていただくことや職業訓練や就職に対する意欲を高く持ち続けていただくことなどが欠かせません。

つきましては、受講等に当たり当センターからの確認事項等をご理解いただいた上で、ご応募いただきたく存じます。

◎表面の各事項をお読みいただき、同意いただける事項にチェック（レ）をご記入ください。

◎チェックがない事項がある場合は、受講者選考時の面接の際にあらためて確認させていただきます。

【個人情報の取扱いについて】

「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）を遵守し、保有個人情報を適切に管理し、個人の権利利益を保護いたします。

更に、当機構では、ご提供いただいた個人情報について、以下のとおり適切に取り扱いますとともに、所定の利用目的の範囲内で利用させていただき、個人情報の管理につきましては、紛失、改ざん、漏えい等の防止のための適切な措置を講じます。

○個人情報の収集と利用について

- ・ご提供いただいた個人情報は、職業訓練受講申込みに係る事務処理・情報提供、入所後の訓練受講及び就職支援に係る業務、各種アンケート調査の依頼・統計・分析のための業務に利用いたします。
- ・上記以外の利用目的で収集する場合は、別途、ご本人に利用目的をお知らせいたします。

○個人情報の第三者への提供について

- ・ご提供いただいた個人情報を「ご本人の同意がある場合」または「法令等で要求された場合」を除き、第三者に開示・提供することはありません。

【企業実習付きコースについて】

- 受講が確定した方は、事業主等が行う実習型訓練（企業実習）を必ず受講します。
- 事業主等が行う実習型訓練（企業実習）先については、ご本人の希望を優先しますが、必ずしも希望どおりにならないことがあります。
- 事業主等が行う実習型訓練（企業実習）中の事故等により訓練受講者が負傷し、あるいは訓練受入れ先事業所の設備や顧客に損害を与える事態に備え、訓練実施中の訓練生の死亡、負傷、他人に対する損害賠償責任に対する民間保険（職業訓練生総合保険等）に加入していただきます。
- 受講が確定した方の受講申込書の記載内容は、事業主等が行う実習型訓練（企業実習）先が決定した後、企業実習先の事業主を含む訓練実施機関へ情報提供されます。
- 事業主等が行う実習型訓練（企業実習）では、事業主等から営業秘密に係る情報の漏洩に関する同意書（誓約書）を求められることがあります。